
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号
平成 30 年 6 月 15 日

那覇市監査委員	久 場	健 護
同	宮 里	善 博
同	古 堅	茂 治

平成 29 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 29 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成29年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について

市民文化部

○文化振興課

指定管理に関する基本協定の締結について（是正事項）

指定管理者制度を導入している那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの新たな指定管理者（指定管理期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで）の指定に向け、平成27年7月に募集を行ったところ、一団体から応募があった。その後、同年9月の選定委員会において同団体を指定管理予定候補者として選定し、同年12月の市議会での議決を経て、平成28年1月に当該候補者を正式に指定管理者として指定したことから、同年3月末日までに基本協定（以下、「本協定」という。）を締結すべきであった。

しかし、本協定を締結するに当たり、指定管理者から仕様について要望があったことから、その調整に日数を要し、3月末日までの締結が困難となった。

そのため、同日に仮協定を締結し、募集要項、仕様書のとおり施設の管理は行われたものの、本協定の締結は同年10月26日となった。

本協定の締結が約7か月遅れたことは、施設の健全な管理運営に支障を及ぼす懸念があった。指定管理者制度に関する運用指針及び募集要項に基づき手続きを適正になされたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の是正事項を踏まえ、今後、指定管理者を公募する際は、応募者に対し、特に注意すべき事項や誤解が生じやすい事項について、指定管理者公募に係る手引書等を整え、公募期間内に応募者が、仕様書を十分に理解したうえで応募することができるよう努めて参ります。

○出納室

那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約について（注意事項）

那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約第7条は「甲及び乙は、委託業務を適正に処理するため、それぞれの職員のうちから電算管理担当者を定め、それぞれ相手方にその氏名を通知するものとする。」と規定しているが、当該通知がされていない。

当該委託業務は、市税、使用料等の那覇市歳入金の内容を電子計算機の外部記憶媒体に収録するものであり、契約者双方における管理担当者の通知は、関連する業務の内容及びそれぞれの責任の所在等を明確にする上で重要である。

契約事務の執行に当たっては、契約内容を遵守し適切な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市歳入金の内容を外部記憶媒体に収録する業務委託契約については、実際の状況に照らし、契約条項を見直しました。

今後は、契約内容を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

上下水道局

○総務課

那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約について(注意事項)

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条は、個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、次に掲げる同規則第 1 号から第 8 号までの条件を付するものと規定している。

しかし、那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約第 6 条は、個人情報の漏えい防止のみを規定しており、必要な条件を付していない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、同規則に定める条件を付し、適切な個人情報保護に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

個人情報を取扱う業務委託において必要な条件を付していないことにつきまして、本業務委託契約書中第 14 条(契約外の事項)の規定に基づき当該受託者と協議を行い、平成 30 年 3 月 27 日付け、那覇市個人情報保護条例第 29 条及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条の規定に基づく条件を明記した個人情報の取扱いを定める特約を締結いたしました。

※ 那覇市上下水道局庁舎警備及び電話受付業務委託契約書 (契約外の事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

○料金サービス課

量水器取替え業務委託契約及び水道メーター検針業務委託契約について (注意事項)

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条は、個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、次に掲げる同規則第 1 号から第 8 号までの条件を付するものと規定している。

しかし、量水器取替え業務委託契約及び水道メーター検針業務委託契約第 6 条は、それぞれ個人情報の漏えい防止のみを規定しており、必要な条件を付していない。個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、同規則に定める条件を付し、適切な個人情報保護に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

指摘事項のとおり今契約において個人情報の特約の不備があったので、これを是正し、次期契約から、適切な個人情報保護に努めます。

まず、量水器取替え業務委託契約については、平成 30 年度の契約に際し、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に定める条件を付して契約いたします。

また、水道メーター検針業務委託契約については、平成 30 年度の契約(平成 30 年 3 月 23 日契約)から個人情報の取扱いを定める特約を付して契約しました。

○水道工務課

設計積算CADシステムの効果等の検証について(要望事項)

設計積算CADシステムは、水道工事の平面・縦断設計、図面作成、数量計算、積算業務を一連で行うシステムとして、平成18年度に導入し、操作性、水道施設情報管理システムとの互換性などから毎年、保守及び改訂業務を行いながら現在に至るまで使用している。

平成28年度は、保守業務委託料496,800円、及び歩掛改訂業務委託料864,000円を支出している。

当該システムは、導入後一定期間経過しており、維持管理に係る経済性、並びに効果的・効率的な新たなシステム導入など多様な視点で検証されたい。

□ 要望事項に関する措置

設計積算CADシステムは、10年以上保守点検しながら使用してきましたが、長期間経過していることから、今年度は、那覇市上下水道局監督・検査に関する技術等検討委員会設置要綱に基づき、工事積算システムの安全性、操作性、保守及び費用対効果など、新たなシステム導入の可能性について検討してまいります。